

第54号議案

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年12月20日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	16	協定項目名	公共的団体等の取扱い
調 整 内 容			
<p>公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1市4町の全部または一部に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。</p> <p>(2) 1市4町の全部または一部に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。</p> <p>(3) 1市4町の全部または一部に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。</p> <p>(4) 独自の目的を持った団体は、自主的な判断に委ねる。</p>			